

## 鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令及び鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（内規）の一部を改正する規程について

令和7年7月7日  
経済産業省  
産業保安・安全グループ  
鉱山・火薬類監理官付

### 1. 改正の背景

鉱山においては、鉱山保安法令に基づき、鉱業権者及び鉱山労働者に対する危害の防止等の保安を確保するための措置が規定されているが、近年、鉱山における災害や事故の発生については、下げ止まりが続いており、過去に発生した鉱山特有の落盤等の重大災害は発生していないものの、墜落や、挟まれること又は巻き込まれることにより、死傷者を生じる事案が毎年一定程度継続的に発生している状況である。

このため、事業者による自主保安の取り組みの推進をより確実なものとするため、鉱山保安法施行規則第40条第1項第10号の保安規程に定めなければならない内容として、「機械又は器具に挟まれること又は巻き込まれることによる危害防止」も明示的に例示することで、事業者における対策の検討・実施を促すこととする。

更に、墜落や挟まれる又は巻き込まれるといった危害を防止するための労働安全衛生法令に基づく安全措置の内容が、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令において、満たすべき安全要求事項の水準であることを、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（内規）において、例示的にその主な部分を概括的に規定することで、事業者における対策の検討・実施を促すこととする。

また、鉱山保安法令に基づく火薬類取扱所の盗難防止措置について、火薬類取締法令・通達における火薬庫の盗難防止措置の要件を、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（内規）に規定することで、事業者におけるより広い技術の活用を可能とするなどの措置を講ずることとする。

### 2. 改正の概要

- 鉱山保安法施行規則第40条第1項第10号の規定に基づく、鉱業権者が保安規程に定めなければならない保安を確保するための措置の内容に、「機械又は器具に挟まれること又は巻き込まれることによる危害防止」を追加する。
- 鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（内規）（第2章 共通の技術基準（第3条関係））に、鉱山労働者の安全を確保するために必要な安全設備として、手すり、さく囲、被覆、安全な通路に加え、墜落による危険防止に係る労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）に基づく主な規定（労働安全衛生規則第151条の67（貨物自動車に係る昇降設備）、第518条（作業床）並びに第519条（囲い等）、第526条（昇降するための設備等））等を追加する。  
また、挟まれること又は巻き込まれることによる危険防止に係る労働安全衛生規則に基づく主な規定（労働安全衛生規則第101条（機械の原動機等に係る覆い等）、第151条の78（コンベヤーに係る非常停止装置））等を追加する。
- 鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（内規）（第31章 火薬類取扱所（第40条関係））に、火薬類取扱所における適切な警鳴装置の要件として、

火薬類取締法施行規則第24条第16号及び火薬類取締法施行規則関係例示基準(貯蔵)に基づく火薬庫等の盗難防止措置の要件(日本産業規格K4832(2018)火薬類の盗難防止設備の要求事項3.4火薬庫及び庫外貯蔵庫に用いる自動警報装置の基準に適合する警鳴装置を設置すること。)を追加する。

- 上記の他、規定内容の適正化を行う。

○経済産業省令第五十四号

鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十九条の規定に基づき、鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月七日

経済産業大臣 武藤 容治

鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令  
 鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）の一部を次の表のように改正する。  
 （傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（保安規程）                      第四十条 法第十九条に規定する保安規程に定めなければならない内容は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一〇九（略）</p>	<p>（保安規程）                      第四十条 法第十九条の規定に基づき、鉱業者が保安規程に定めなければならない内容は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一〇九（略）</p>

2 (略)	<p>十 前各号に掲げるもののほか、高所作業場からの墜落防止、機械又は器具に挟まれること又は巻き込まれることによる危害防止、埋没の防止、はい作業（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷の積み卸し作業をいう。）に係る危害防止、共同作業時の連絡体制その他の現況調査で明らかになった保安を確保するための措置の内容</p> <p>十一・十二 (略)</p>
2 (略)	<p>十 前各号に掲げるもののほか、高所作業場からの墜落防止、埋没の防止、はい作業（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷の積み卸し作業をいう。）に係る危害防止、共同作業時の連絡体制その他の現況調査で明らかになった保安を確保するための措置の内容</p> <p>十一・十二 (略)</p>

附 則  
この省令は、公布の日から施行する。

# 経済産業省

20250620保局第1号  
令和7年7月7日

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（内規）の一部を改正する規程を次のように定める。

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（内規）の改正について

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（内規）（20121115商局第4号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和7年7月7日から施行する。

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（内規） 新旧対照表

○鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（内規）（20121115商局第4号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第2章 共通の技術基準（第3条関係）</p> <p>1 技術基準省令第3条第1号に規定する「必要な保安設備」とは、<u>手すり、さく</u> <u>囲、被覆及び安全な通路のほか、次に掲げるものをいう。</u> (1)～(5) (略) (6) 次に掲げる墜落による危険を防止するための設備等 ①貨物自動車に荷を積む作業等を行う場合の労働安全衛生規則（昭和47年労働 省令第32号）第151条の67の規定に基づく昇降設備 ②高さが2メートル以上の箇所で行う場合において墜落のおそれのあると きの労働安全衛生規則第518条の規定に基づく作業床並びに作業床の端及び 開口部等で墜落のおそれのあるときの同規則第519条の規定に基づく囲い等 (ただし、作業床及び囲い等を設けることが困難なときは、防網を張り、要求 性能墜落制止用器具を使用する等の措置を講じていること) ③高さ又は深さが1.5メートルを超える箇所で行う場合の安全に昇降す るための労働安全衛生規則第526条の規定に基づく昇降するための設備等 (7) 機械の原動機等の危険を及ぼすおそれのある部分における労働安全衛生規則 第101条の規定に基づく覆い等及び身体の一部が巻き込まれる等の危険が生 ずるおそれがあるときの同規則第151条の78の規定に基づくコンベヤーの 非常停止装置等</p> <p>2 技術基準省令第3条第2号に規定する「必要な表示」とは、<u>標識のほか、次に</u> <u>掲げる箇所等での表示をいう。</u> (1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>第2章 共通の技術基準（第3条関係）</p> <p>1 技術基準省令第3条第1号に規定する「<u>その他の必要な保安設備</u>」とは、次に 掲げるものをいう。 (1)～(5) (略) [新設]</p> <p>[新設]</p> <p>2 技術基準省令第3条第2号に規定する「<u>標識その他の必要な表示</u>」とは、次に 掲げる箇所等での表示をいう。 (1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

4 技術基準省令第3条第5号に規定する「適切な措置が講じられている」とは、必要な照度を確保できる照明設備の設置のほか、屋内において鉱山労働者を常時就業させるときの換気にあつては、次のことをいう。

(1)・(2) (略)

5 技術基準省令第3条第6号に規定する「適切な措置が講じられている」とは、電話の設置のほか、坑内誘導無線機等の警報連絡装置の設置等をいう。

6 (略)

### 第31章 火薬類取扱所 (第40条関係)

1～9 (略)

10 技術基準省令第40条第2項第8号及び第3項第7号に規定する「適切な警鳴装置が設けられている」とは、日本産業規格K4832：2018 (火薬類の盗難防止設備の要求事項) 3.4 火薬庫及び庫外貯蔵所に用いる自動警報装置の基準に適合する警鳴装置を設置すること、又は次に掲げる要件を満たしていることをいう。

(1)～(8) (略)

11～18 (略)

4 技術基準省令第3条第5号に規定する「その他の適切な措置が講じられている」とは、屋内において鉱山労働者を常時就業させるときの換気にあつては、次のことをいう。

(1)・(2) (略)

5 技術基準省令第3条第6号に規定する「その他の適切な措置が講じられている」とは、坑内誘導無線機等の警報連絡装置の設置等をいう。

6 (略)

### 第31章 火薬類取扱所 (第40条関係)

1～9 (略)

10 技術基準省令第40条第2項第8号及び第3項第7号に規定する「適切な警鳴装置が設けられている」とは、次に掲げる要件を満たしていることをいう。

(1)～(8) (略)

11～18 (略)